

3 都市農地創設支援型

(1) 支援内容

① 宅地等の農地転換による都市農地の創設

～ 宅地等を農地に転換し、都市農地を創設する取組への支援 ～

支援対象者：都道府県、市区町村、都市農業関係者等の複数の組織により構成される団体

〔 農業関係者：都市農業者、都市住民、食品関連事業者、NPO法人、
民間企業、J A、経営コンサルタント等 〕

※地方公共団体のみで構成されている組織ではないこと

都市農地の創設に関する合意形成に向けた取組

都市農地の創設に関する専門家による相談、先行事例の調査、住民の農業への関心の把握、適地やニーズを把握するための調査

関係者（農業者、行政、有識者等）との合意形成を目的とする協議・話し合いの場の設置

創設した都市農地の活用手法、継続的な運営体制の検討

創設した都市農地の生産緑地指定に向けた検討

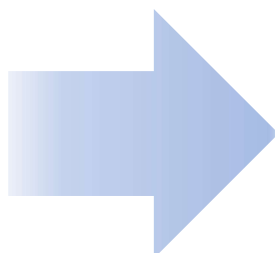
都市農地の周辺環境対策のための簡易な施設（農薬飛散、臭気、騒音、土ぼこり、土砂流出等の防止対策）の整備



※建築物基礎や舗装版の撤去、除礫、深耕等の、簡易な施設の整備以外のハード事業は支援対象外

他地域へ波及させるガイドラインを作成・公表

(イメージ)



駐車場を活用し、会員向けのコミュニティ農園を整備

3 都市農地創設支援型

② 宅地等の空閑地を活用した農的空間の創出

～ 都市部の空閑地等を活用し、農的空間を創出する取組への支援 ～

支援対象者：都道府県、市区町村、都市農業関係者等の複数の組織により構成される団体

〔 農業関係者：都市農業者、都市住民、食品関連事業者、NPO法人、
民間企業、J A、経営コンサルタント等 〕

※地方公共団体のみで構成されている組織ではないこと



農的空間の創出に関する合意形成に向けた取組



商業施設の屋上で貸し菜園を運営

- 農的空間の創出に関する専門家の相談、先行事例の調査、住民の農業への関心の把握、適地やニーズを把握するための調査
- 関係者（農業者、行政、有識者等）との合意形成を目的とする協議・話し合いの場の設置
- 創出した農的空間の活用手法、継続的な運営体制の検討
- 高齢者、子ども、障がい者が農作業体験に参加できる農園の構造や仕組みの検討
- 農作業体験のための付帯施設（簡易トイレ、農機具庫、休憩所等）の整備

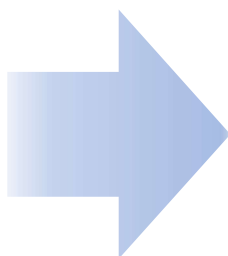
※建築物基礎や舗装版の撤去、除礫、深耕等の、簡易な施設の整備以外のハード事業は支援対象外

他地域へ波及させるガイドラインを作成・公表

農的空間とは

まちの魅力創出やコミュニティの活性化などを目的とする、非農地を活用した農にふれあうことができる菜園等

（イメージ）



団地やアパートの空閑地を活用し、近隣住民向けのコミュニティ農園を設置

3 都市農地創設支援型

③ 三大都市圏の特定市以外の市町村における生産緑地制度の導入 ～ 市街化区域内農地の保全に向け、生産緑地の指定を進める取組への支援 ～

支援対象者：都道府県、市区町村、都市農業関係者等の複数の組織により構成される団体

〔 農業関係者：都市農業者、都市住民、食品関連事業者、NPO法人、
民間企業、J A、経営コンサルタント等 〕

※地方公共団体のみで構成されている組織ではないこと

生産緑地制度の導入に向けた取組

- 生産緑地の指定に関する専門家の相談、先行事例の調査、住民の農業への関心の把握、適地やニーズを把握するための調査
- 関係者（市街化区域内農地を所有する農業者、行政、有識者等）との合意形成を目的とする協議・話し合いの場の設置
- 新たに生産緑地指定した農地の活用手法、継続的な運営体制の検討
- 都市農地の周辺環境対策のための簡易な施設（農薬飛散、臭気、騒音、土ぼこり、土砂流出等の防止対策）の整備



他地域へ波及させるガイドラインを作成・公表

(イメージ)



生産緑地地区に指定されていないため、農地の宅地化が進行

- ・ 生産緑地制度の周知
- ・ 関係機関との合意形成



生産緑地への指定により、長期的な農業経営の展望が開ける

(2) 交付額の上限等

事業実施期間：2年間（+自主取組：1年間）

交付率：定額

助成上限額：600万円／年

このうちハード事業の上限は、150万円又はソフト事業の1.5倍の額のうちいずれか低い額

（例1：ソフト事業450万円の場合、ハード事業の上限150万円）

（例2：ソフト事業300万円の場合、ハード事業の上限150万円）

（例3：ソフト事業100万円の場合、ハード事業の上限150万円）

実施区域等：市街化区域内（③の事業は三大都市圏の特定市以外の市街化区域内）

※「特定市」は、以下に掲げる圏域に存在する政令指定都市及び以下に掲げる区域を含む市（東京都の特別区を含む。）をいう。

・首都圏：首都圏整備法の既成市街地及び近郊整備地帯内にあるもの

・中部圏：中部圏開発整備法の都市整備区域内にあるもの

・近畿圏：近畿圏整備法の既成都市区域及び近郊整備区域内にあるもの

※ハード事業の実施にはソフト事業の実施が必須

（①のハード事業の対象）

※創設した都市農地を生産緑地に指定することが見込まれる農地又は都市計画法・都市緑地法による基本計画等に基づく保全の方針が示される見込みがある農地

（②のハード事業の対象）

※今後、継続して農的空間として保全及び利用することが都市農業関係者間で合意されていること

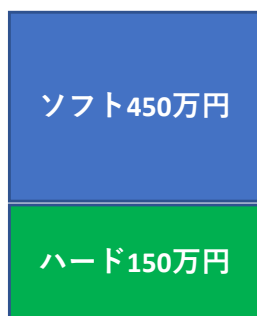
（③のハード事業の対象）

※生産緑地の指定が確実に見込まれる農地

（参考）

例1：総事業費600万円

例2：総事業費700万円



☞600万円が交付対象



☞450万円が交付対象

✓ check
例2のハード事業は、上限額の150万円を超えているため、超過分は事業実施主体の負担で実施することとなります。

① 都市農地の創設

② 農的空間の創出

③ 三大都市圏の特定市以外の市町村における生産緑地制度の導入促進